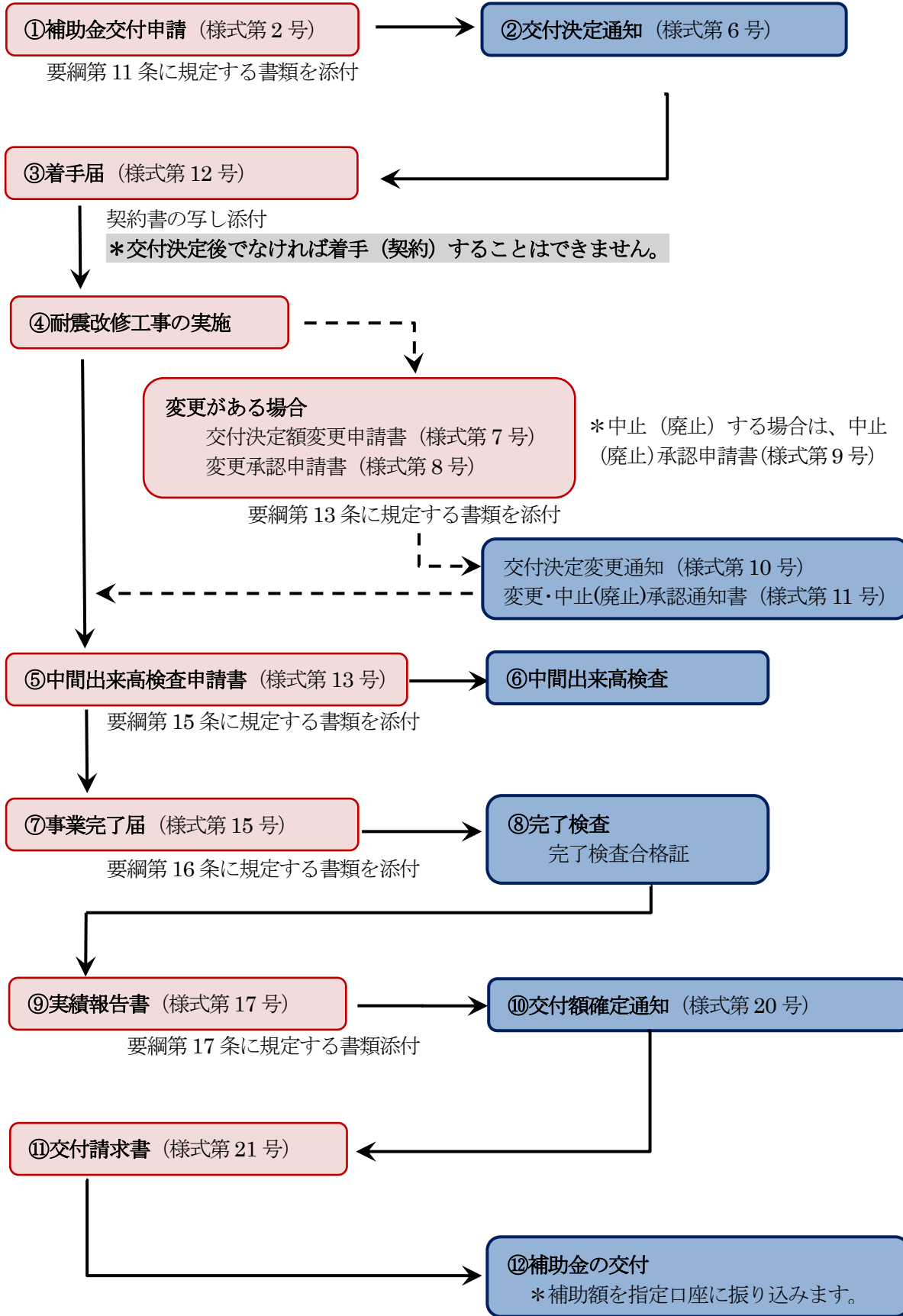


岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業 補助金申請の流れ

耐震改修

要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事で、地震に対して安全な構造となるよう補強設計（評価委員会の評価を受けたものに限る。）されたものに基づき行われるものを対象とします。

◎単年度事業で行う場合



◎事業が複数年度にまたがる場合

※複数年度にまたがる事業については、必ず事前に市担当者とは協議してください。
 ※複数年度で事業を行う場合、補助申請から補助金交付までを年度ごとに行い、年度ごとに補助額を確定することになります。これは、次年度以降の補助額を約束するものではなく、当該年度の予算の範囲内で補助額の確定をすることになります。

※対象事業全体の補助額は、市の要綱の別表に定める補助金額になります。なお、年度ごとの補助額の算定は出来高割合により算定するものとします。

【算定例】

条件：補助全体額 5,000 万円、初年度出来高割合 30%
 初年度補助額：5,000 万円×30%=1,500 万円

【初年度】

複数年度事業計画承認申請書 (様式第22号)

当初申請時に複数年度事業計画承認申請書による申請が必要になります。
 ただし、地方整備局長等による全体設計承認が得られる場合は、事前全体承認は不要となります。(全体設計承認書の写しを補助金交付申請書へ添付)

左記、単年度事業で行う場合の①～⑫の手続き全てが必要になります。

※補助額は出来高割合により算定することになります。

【事業の中間年】

左記、単年度事業で行う場合の①～⑫の手続き全てが必要になります。

※補助額は出来高割合により算定することになります。

【事業の完了年】

左記、単年度事業で行う場合の①～⑫の手続き全てが必要になります。

※補助額は残額とします。

(注)

事業の中間年、事業の完了年については、申請書等の添付書類のうち、省略することのできる書類もありますので、ご相談ください。

(注)

○要綱とは、「岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱」を示します。

○ …補助申請者が行う申請・報告等を示します。

…市が行う通知等を示します。

○適切に耐震改修工事が行われていないなど、不適切な状況が見受けられた場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

○複数年にまたがる事業で、最終年度の工事完了まで至らないなど適切に耐震改修工事が行われない場合は、補助金の交付決定を取り消すことになり、それまでに交付済の補助金についても返還していただくこととなります。

○このフロー図に記載されている以外にも補助を受けるための条件等もございますので、必ず事前に市担当者までご相談ください。

<問合せ先> 岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課 建築安全推進係
 電話(086)803-1445 FAX (086) 803-1730
 E-mail:kenchikushidouka@city.okayama.lg.jp